

熊本県情報公開審査会の答申(平成13年9月27日付け第65号)の概要

1 諮問の概要

下記の文書の一部開示決定に対する異議申立てについて(諮問第106号)

平成9年の厚生省の魚類養殖業者のホルマリン使用に関する調査結果について(購入先、購入量、時期も含めて)

(参考)原処分概要

平成12年10月20日 開示請求

平成12年11月 2日 一部開示決定(実施機関:知事)

(理由)(1)旧条例第8条第2号該当。

漁協の担当者名等は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るため。

(2)旧条例第8条第3号及び第8号該当。

各漁協から報告された集計表を開示することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、かつ、将来の県の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

2 答申の骨子

(1)審査会の結論

旧条例第8条第2号の規定により非開示とした部分を除き、開示すべきである。

(2)審査会の判断要旨

ア 旧条例第8条第3号該当性について

開示により、全部又は一部の養殖業者にホルマリンの使用実態があったことが明らかになったとしても、それは公知の事実と同じ情報が再度明らかにされたに過ぎない。また、トラフグの消費が控えられたり、不買運動が起こるといった事態が生ずるとまではいえない。従って、法人等の「正当な利益を害する」とは認められない。

イ 旧条例第8条第8号該当性について

各漁業協同組合あての調査は、各漁業協同組合の理解と協力のもとに実施された任意の調査であったことは理解できるが、上記アのとおり、各漁業協同組合及び各養殖業者の「正当な利益を害する」とはいえないから、将来の県の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずる程度は、法的保護に値する程度とは認められない。

などの理由により、本件公文書を非開示としたことについての実施機関の理由の主張は認められない(=旧条例第8条第3号及び第8号には該当しない)。

答 申

第1 審査会の結論

「平成9年の厚生省の魚類養殖業者のホルマリン使用に関する調査結果について（購入先、購入量、時期も含めて）」の一部開示決定において、非開示とした部分については、個人の氏名に係る部分のうち、熊本県情報公開条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第30号）附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号）第8条第2号（以下「平成10年改正前の条例第8条第2号」という。）に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当するとして非開示とした部分を除き、開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成12年10月20日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）による改正前の熊本県情報公開条例（昭和61年熊本県条例第37号。以下「旧条例」という。）第6条の規定により、「平成9年の厚生省の魚類養殖業者のホルマリン使用に関する調査結果について（購入先、購入量、時期を含めて）」について開示請求を行った。
- 2 平成12年11月2日、熊本県知事（以下「実施機関」という。）は、開示請求に係る公文書として、
 - （1）「ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く）を業務上取り扱うトラフグ養殖業者に対する調査の実施について（平成9年1月8日付け薬発第13号熊本県知事あて厚生省薬務局長通知）」
 - （2）「ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く）を業務上取り扱うトラフグ養殖業者に対する調査の実施について（平成9年1月13日付け薬第1479号熊本県水産振興課長及び県内所在漁業協同組合あて熊本県薬務課長通

知)」の起案文書

(3)「ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く)を業務上取り扱うトラフグ養殖業者に対する調査の実施について(報告)(平成9年2月7日付け薬第1479号厚生省薬務局長あて熊本県知事通知)」の起案文書を特定した。

実施機関は、上記(1)から(3)までの文書のうち、個人の氏名に係る部分であって平成10年改正前の条例第8条第2号に該当する部分を除外し、また、上記(3)の文書は、次の から までに掲げる文書を組み合わせて構成されているが、このうち (以下「文書」という。)を除外し、開示するという一部開示の決定(以下「本件一部開示決定」という。)を行った。

平成9年2月3日付けで起案された厚生省薬務局長あて熊本知事通知の伺い文

同通知に添付し厚生省に提出する「別紙2 トラフグ養殖業者に係るホルムアルデヒド購入先調査概要」

参考資料として添付された文書「別紙1」

参考資料として添付された文書「別紙2」

参考資料として添付された文書「別紙3」

3 平成12年11月16日、実施機関は、異議申立人に対して、本件一部開示決定に係る公文書の開示を行った。

4 平成12年12月18日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、本件一部開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件一部開示決定の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、概ね次のとおりである。

実施機関は、本件一部開示決定により文書 を非開示としたが、これは、次の理由により、条例第 8 条各号に規定する非開示事由に該当しないものである。

実施機関の口頭説明によると、「ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1 %以下を含有するものを除く）を業務上取り扱うトラフグ養殖業者に対する調査の実施について（平成 9 年 1 月 13 日付け薬第 1 4 7 9 号県内所在漁業協同組合あて熊本県薬務課長通知）」により各漁業協同組合に照会した結果、平成 9 年 1 月 10 日現在、ホルムアルデヒドを取り扱っているトラフグ養殖業者（以下「養殖業者」という。）はなかった、とのことであった。そうであるならば、熊本県薬務課から各漁業協同組合あてに照会した文書に対する回答として各漁業協同組合から同課に提出された書類のうち、各漁業協同組合ごとの所属養殖業者によるホルムアルデヒドの使用状況が記載された文書については、漁業協同組合名、担当者名、電話番号を別として、平成 10 年改正前の条例第 8 条第 2 号並びに旧条例第 8 条第 3 号及び第 8 号のいずれにも該当しない。

これを非開示とした本件一部開示決定は、県民とのパートナーシップにのっとるとする県の姿勢や、情報公開条例の趣旨にも合致しない。

なお、文書 のうち、少なくとも、平成 9 年 1 月 10 日現在でホルムアルデヒドを取り扱っている養殖業者の数を記載した部分は開示すべきである。

第 4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

異議申立てに係る公文書は、平成 10 年改正前の条例第 8 条第 2 号並びに旧条例第 8 条第 3 号及び第 8 号に該当するため一部開示としたもので、その理由は以下のとおりである。

1 平成 10 年改正前の条例第 8 条第 2 号該当性について

開示した公文書のうち、上記第 2 の 2（ 2 ）の文書には、公務員の姓が記載されており、また、上記第 2 の 2（ 3 ）の文書には、漁業協同組合の担当者名が記載されている。これらは、いずれも平成 10 年改正前

の条例第 8 条第 2 号に該当するため、非開示とした。

2 旧条例第 8 条第 3 号該当性について

上記 2 の 2 (3) の文書のうち、県内所在各漁業協同組合から報告された組合員である各養殖業者のホルマリン使用状況に関する調査票である文書 には、平成 9 年 1 月 1 0 日現在及び平成 8 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までの間のホルマリン使用状況が記載されており、これらは一括してひとつの情報としてとらえるべきである。仮にこれを開示すると、各漁業協同組合ごとに、過去にホルマリンの使用実態があった養殖業者数が判明することから、本件一部開示決定当時における養殖業者と消費者との信頼関係を悪化させるなど、各漁業協同組合及び各養殖業者の正当な事業活動を損なうので、旧条例第 8 条第 3 号に該当する。また、過去においてホルマリン使用による健康被害についての報告はなく、かつ、当時のフグが現在も流通しているとは考えがたいから、同号イから同号ハまでのいずれにも該当せず、同号ただし書の規定により開示すべき情報には該当しない。

3 旧条例第 8 条第 8 号該当性について

上記 2 の理由により非開示とした文書 は、県内所在の漁業協同組合にとりまとめを依頼し、任意に提出されたものであるから、仮にこれを開示すると、相手方との信頼関係を損ない、将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるので、旧条例第 8 条第 8 号に該当する。

第 5 審査会の判断

当審査会は、本件一部開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 一部開示決定の妥当性が争われている公文書について

(1) 上記第 2 の 2 (2) の文書は、熊本県薬務課が県内所在漁業協同組合あてにホルマリン使用状況の調査を依頼すること等を内容とした起案文書である。

(2) 次に、上記第 2 の 2 (3) の文書のうち参考資料として添付されている文書 は、上記第 2 の 2 (2) の文書により熊本県薬務課が県内

所在漁業協同組合あてに照会し、その回答として23の漁業協同組合から同課に提出された23の個票である。この文書では、次のからまでに掲げる事項を調査の対象としている。

漁業協同組合名

漁業協同組合の記入担当者名

漁業協同組合の電話番号

所属する養殖業者の数

平成9年1月10日現在、ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。以下「ホルマリン」という。）を取り扱っている養殖業者の数

平成9年1月10日現在、ホルマリンを取り扱っていない養殖業者の数

平成8年1月1日から同年12月31日までの間にホルマリンを取り扱っていた養殖業者の数

平成8年1月1日から同年12月31日までの間にホルマリンを取り扱っていなかった養殖業者の数

- (3) 上記第2の2(2)の文書のうち公務員の姓が記載された部分及び文書のうち欄の漁業協同組合の記入担当者名が記載された部分については、平成10年改正前の条例第8条第2号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、これらを非開示としたことについては実施機関と異議申立人との間に争いがなく、当審査会の調査によっても、非開示とすべきことが明らかである。したがって、以下において、残余の部分、すなわち、文書のうち欄及び欄から欄までを開示すべきか否かについて検討する。

2 旧条例第8条第3号該当性について

旧条例第8条第3号は、開示しないことができる情報として「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の競争

上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当するときを除き、非開示とすることを定めたものである。

文書 のうち 欄及び 欄から 欄までは、各漁業協同組合及び各養殖業者に関する情報であって、同号に規定する「法人等に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、これらの情報を開示することが、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるかについて検討する。

欄から 欄までを仮に開示すると、平成9年1月10日時点又は平成8年1月1日から同年12月31日までの間における各養殖業者のホルマリン使用状況が判明することとなる。そこで、以下において、欄から 欄までの同号該当性について、当該時点又は期間において、全部又は一部の養殖業者がホルマリンを使用していた場合、全部の養殖業者がホルマリンを使用していなかった場合に区分し、欄から 欄までを仮に開示する、との設例により検討する。なお、欄から 欄までを仮に開示すれば、欄と 欄に記載された数値の和又は欄と 欄に記載された数値の和を求めることにより、欄の数値である漁業協同組合に所属する養殖業者数が判明する。一方、各漁業協同組合に所属する養殖業者数は既に公にされている情報であるから、この情報と欄の情報を組み合わせることにより、欄に記載されている漁業協同組合名及び欄の記載内容も探知することができる。したがって、以下欄から 欄までを開示すべきか否かを検討するに当たっては、各養殖業者の正当な利益を害するかどうかに加え、各漁業協同組合の正当な利益を害するかどうかについても併せて検討することが必要である。

- (1) 当該時点又は期間において、全部又は一部の養殖業者がホルマリンを使用していたと仮定した場合

当審査会の調査によると、当時において一部の養殖業者がホルマリンを使用していたことは広く報道されており、県民一般が知っていた、又は知り得た情報であったと認められた。また、上記第2の2(3)

には、平成8年1月1日から同年12月31日までの間にホルマリンを使用していた養殖業者の総数が記載されているが、これは既に開示されている。以上により、トラフグ養殖に際し一定程度のホルマリンの使用実態があったことは公知の事実であったといえる。したがっ

て、開示により、全部又は一部の養殖業者にホルマリンの使用実態があったことがあらためて明らかになったとしても、それは公知の事実と同じ情報が再度明らかにされたに過ぎないから、特段の問題はないものと判断する。

また、このような公知の事実及び当時のトラフグが現在も流通しているとは考えがたいことから、当審査会としては、仮に開示を実施したとしても、トラフグの消費が控えられたり、不買運動が起こるといった事態が生ずるとまではいえないと判断する。したがって、各漁業協同組合及び各養殖業者の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

(2) 当該時点又は期間において、全部の養殖業者がホルマリンを使用していなかったと仮定した場合

当該時点又は期間において、全部の養殖業者がホルマリンを使用していなかったのであれば、欄から欄までを仮に開示しても、各漁業協同組合及び各養殖業者の競争上の地位その他正当な利益を害することがあり得ないことは明らかである。

したがって、文書のうち欄及び欄から欄までに記載されている情報は、旧条例第8条第3号に該当しない。

3 旧条例第8条第8号該当性について

旧条例第8条第8号は、開示しないことができる情報として「県又は国等が行う取締り、監査、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟その他事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の目的が損なわれるもの、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生ずるもの、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるもの又は県の行政の公正若しくは円滑な運営に著しい支障が生ずることが明らかなもの」と規定している。

この趣旨は、開示することにより、当該事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている公文書については、非開示とすることを定めたものである。

まず、文書に記載されている情報が同号に規定する「県が行う事務事業に関する情報」に該当することは明らかである。

次に、当該情報が記載されている文書 を開示することで、県が行う将来の同種の事務事業の公正又は円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は、相手方の理解と協力のもとに得られた情報を開示した場合には、当該相手方との信頼関係を損なうから、同号に該当すると主張している。しかしながら、仮にこのように同号を解するとすれば、実施機関が強制権限の発動によらずに実施する多種多様なアンケートや調査の結果は、そのほとんどが開示されないことになってしまう。このような結論が妥当でないことは論を待たない。当審査会は、同号の解釈・適用に当たっては、行政機関の側の利便を基準にその主観的判断に基づいて決されるべきものではなく、保護されるべき利益が実質的に保護するに値する正当なものか、その利益侵害の程度が単に行政機関の主観においてそのおそれがあると判断されているにすぎないものかどうか、危険が具体的に存在することが客観的に明白であるといえるか、などについて総合的に検討しなければならないものと解する。

さらに、各漁業協同組合あての調査は、各漁業協同組合の理解と協力のもとに実施された任意の調査であったことは理解できるが、上記2で述べたように、文書 を仮に開示しても、各漁業協同組合及び各養殖業者の「正当な利益を害する」とは認められない。したがって、開示により今後の同種の事業に多少の支障が生ずることを実施機関が懸念するとしても、その懸念は単に「危惧の念」とどまるというべきであり、実際に生ずる支障の程度は法的保護に値する程度とまでは認められない。

したがって、文書 のうち 欄及び 欄から 欄までに記載されている情報は、旧条例第8条第8号に該当しない。

4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年12月28日	・ 諮問（第106号）
平成13年 1月30日	・ 実施機関から一部開示理由書を受理
平成13年 3月27日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成13年 6月26日	・ 諮問の審議
平成13年 8月27日	・ 諮問の審議
平成13年 9月27日	・ 諮問の審議